

## 指名停止措置の概要

- 1 指名停止措置業者名：株式会社ファンズコムテック  
業者の住所：北海道札幌市北区百合が原11丁目187番地
- 2 指名停止措置期間：令和7年3月11日から  
令和7年4月10日まで（1か月）
- 3 指名停止措置の範囲：北海道防衛局管轄区域  
（北海道（帯広防衛支局の管轄区域を除く。））

### 4 事実概要

当該有資格者は、北海道開発局が発注した「札幌公共職業安定所外構改修23建築その他工事」において、国が発注する請負金額八千万円以上（建築一式工事）であることから、建設業法第26条第3項及び建設業法施行令第27条により、工事現場ごとに専任の主任技術者を置くこととされているにもかかわらず、営業所における専任の技術者を主任技術者として配置したことが、建設業法第28条第1項に該当するものとして、令和7年1月27日、北海道知事から監督処分（指示）を受けた。

### 5 指名停止措置理由

上記事実が「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領」付表第2第13号（建設業法違反行為）に該当すると認められるため。

#### 工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領付表第2第13号

措置要件	期間
（建設業法違反行為） 対象区域内において建設業法の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき（次号に掲げる場合を除く。）。	当該認定をした日から 1月以上9月以内